

明 細 書

作成日：平成 29 年 7 月 11 日

更新日：令和 7 年 3 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ミヤザキケンミヤザキシキリシマイツヨウメイチバンチイチ
(〒880-8556) 宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1
名称（フリガナ）：ヨリヨキミヤザキギユウツクリタイサクキョウギカイ
より良き宮崎牛づくり対策協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 坂下 栄次

ウェブサイトのアドレス：<http://www.miyazakigyu.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第二類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：宮崎牛（ミヤザキギユウ）、Miyazaki Gyu、Miyazaki Wagyu、Miyazaki Beef

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：宮崎県内

5 農林水産物等の特性

宮崎県が挙県一致で築き上げてきた県内種雄牛の血統を受け継いだ能力の高い子牛が、恵まれた自然環境で肥育され、さらに肉質等級が 4 等級以上のものに厳選されることで生み出される「宮崎牛」は、極上な肉質ときめ細やかなサシを持ち、口に含むと広がるほのかな甘みと芳醇な香りが特徴であり、全国規模の共進会等でも高く評価されている。

「宮崎牛」は、5 年に 1 度開催される全国和牛能力共進会において、3 大会連続で優秀な成績を収めている。全国和牛能力共進会は、種雄牛や繁殖雌牛等の改良の成果を競う「種牛の部」と、牛肉の肉質や肥育技術を競う「肉牛の部」からなるが、「宮崎牛」は第 9 回大会（平成 19 年）において、全 9 区の出品区分のうち、7 区で優等首席（農林水産大臣賞）を獲得し、さらに、種牛・肉牛の両部において最高位内閣総理大臣賞を受賞するという 30 年ぶりの快挙を成し遂げた。加えて、第 10 回大会（平成 24 年）においても、種牛・肉牛の両部にまたがり全 9 区中 5 区で優等首席（農林水産大臣賞）を獲得し、肉質の優れた枝肉に授与される肉質賞を受賞するとともに、種牛の部で内閣総理大臣賞を受賞している。また、各区の成績を点数化して競う出品団体表彰も第 9 回大会、第 10 回大会の 2 大会連続で受賞している。さらに、第 11 回大会（平成 29 年）においても、全 9 区中 3 区で優等首席（農林水産大臣賞）を獲得し、肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞するなど、全国的に高い評価を受けている。また、九州管内系統肉用牛枝肉共進会においても、これまで最優

秀賞である金賞（農林水産大臣賞）を合計 10 回獲得し、団体優秀賞も合計 8 回獲得している（別添：受賞歴一覧）

6 農林水産物等の生産の方法

（１）品種等

宮崎県内で供用又は飼養され、産肉能力検定を受検したもの（受検中、及び受検する計画のあるものを含む）を種雄牛とする黒毛和種。又は、宮崎県肉用牛改良委員会の承認を受けたものを種雄牛とする黒毛和種。

（２）生産地における飼養期間等

出生地が宮崎県内であり、宮崎県における飼養期間が最長であること。

ただし、宮崎県に隣接する県で出生し、（公社）全国和牛登録協会宮崎県支部を通じて子牛登記を行い、宮崎県における飼養期間が最長であるものを含む。

（３）枝肉基準

（公社）日本食肉格付協会による肉質等級が 4 等級以上のもの。

（４）最終製品としての形態

宮崎牛の最終製品としての形態は、牛肉である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

宮崎県は、南北 400 キロにおよぶ海岸線を有し、太平洋を流れる温かい黒潮と冷たい北風を遮る九州山地によりもたらされる、年間を通じた温暖な気候を生かした畜産が盛んであり、全国屈指の肉用牛飼養頭数を誇る。また、宮崎県で生産された肉用子牛の品質は全国でも高く評価されており、県内で生産された子牛のうち、約 4 割もの子牛が県外に出荷され、全国各地のブランド牛の素牛として活躍している。このような全国有数の肉用牛生産地で、「太りやすく、飼いやすく、肉質の良い」宮崎牛の生産を目的とした「宮崎県肉用牛改良方針」に基づき、和牛改良を進めてきた。

昭和 34 年には宮崎県で肉畜拡大事業を開始し、肥育牛の増頭を図るとともに、肥育技術の向上を図るための飼料給与基準を策定することで、肥育牛生産体制を整備し、地域内一貫体制の構築に乗り出した。昭和 45 年には、宮崎県畜産共進会に枝肉部門を創設するなど、肥育技術の研鑽を進め、昭和 47 年には JA 宮崎経済連内に「肉用牛生産合理化推進協議会」を設置し、生産農家への技術指導を強化することで、肉質の向上を図ってきた。

昭和 48 年には、宮崎県家畜改良事業団を設立し、県内各地域で造成・管理されてきた種雄牛の一元管理体制を全国で初めて構築した。生産者、関係団体及び行政が一体となって、挙県一致で築き上げてきた独自の肉用牛改良体制は「宮崎方式」と呼ばれ、現在に至るまで継続している。また、JA 宮崎経済連と各 JA の技術員が連携し、各地域における給与飼料の検討や、飼養管理の改善のための研修会の開催、肥育農家における生産技術指導を実施している。このように誕生した「宮崎牛」は、宮崎県内の肉用牛生産者及び関係者等の努力により、数十年を経て、宮崎県内だけでなく県外からも愛される牛肉へと成長し、全国和牛能力共進会の二連覇を達成するまでに至った。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和 38 年～42 年にかけて、肉用牛生産者の肥育技術及び牛肉の肉質の向上に向けた意欲促進を目的として、堅調な肉牛需要をもつ大阪市食肉市場において「宮崎牛展示会」を開催した。同展示会に牛肉を出品することが宮崎県内の肉用牛生産者の意欲促進につながるとともに、第三者からの明確な評価を得ることで牛肉の肉質の改善に向けた取組につながった。同展示会では、牛肉のキメがやや粗かったものの、ロース芯面積や肉量について評価を得たことで、関係者からの宮崎牛のブランド化を望む声が大きくなっていった。この声を受け、昭和 47 年に宮崎県畜産公社、昭和 54 年には宮崎くみあい食肉を設立し、宮崎県内での枝肉生産体制を整備するとともに、昭和 61 年には、県や JA 宮崎経済連等の関係団体から構成される「より良き宮崎牛づくり対策協議会」を設立し、悲願であったブランド「宮崎牛」が誕生した。今では同協議会の会員は 31 団体に及び、「宮崎牛」の消費拡大の促進と宮崎県肉用牛経営の健全な発展に尽力している。同協議会が設立当初から行っている大相撲優勝力士への宮崎牛贈呈は宮崎牛の知名度の飛躍的な向上につながり、30 年以上経過した現在においても継続して取り組まれている。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：宮崎県経済農業協同組合連合会

登録商標：宮崎牛

指定商品又は指定役務：宮崎県産の牛肉

商標登録の登録番号：第 5 0 2 8 5 8 8 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：平成 1 9 年 2 月 2 3 日（登録）、平成 2 9 年 2 月 2 3 日（存続期間の満了）、平成 2 8 年 9 月 6 日（更新登録）、令和 9 年 2 月 2 3 日（更新登録後の存続期間の満了）

☐ 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

☒ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成 29 年 7 月 6 日

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☒ 専用使用権は設定されていない。

■ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]